

**「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化
に関する法律」に基づく事務・権限の
道府県から指定都市への移譲について
【報告】**

**2021年3月22日
経済産業省 産業保安グループ
ガス安全室**

閣議決定に基づく検討経緯

【液石法に係る閣議決定】（令和2年12月18日付）

液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、指定都市への移譲について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

経済産業省の制度改正の方針（令和2年12月、液石小委にて了承）

1. 権限移譲が行われた高圧ガス保安法と同様、液石法においても、道府県から指定都市への権限移譲を行うこととする。
 2. 対象業務：①～⑦の業務について権限移譲を行う。
①販売事業の登録等、②保安機関の認定、保安業務規程の認可等、③貯蔵施設の設置許可等、④特定供給設備の設置許可等、⑤充てん設備の許可、検査等、⑥特定液化石油ガス設備工事事業の開始、設備工事の届出等、⑦立入検査等の業務。
 3. 権限移譲の時期：令和5年4月1日以降になるよう、内閣府と調整を行う。
- （意見）自治体の液石法運用に携わる人材育成に関する支援等について整理すること。

権限移譲に係る関係自治体からのご意見に対する考え方

人員確保・体制面の構築に関するご意見

○権限移譲に対しての意見はないが、体制構築に向けた人員・金銭面での調整等に不安が残る。

➢ 令和3年中に都道府県での事務・手続件数を調査。それに基づく予算・人件費等の積算書を作成し、体制構築に向けた指標を提供する。

法制面に関するご意見

○販売事業者の登録や保安機関の認定について、広域的な保安事務を行う必要があるのではないか。また行政庁変更手続きが煩雑になるのではないか。

➢ 該当の道府県が所管する事業者のうち政令指定都市内のみで事業を実施する者は、全国平均で約20%存在する。高圧ガス保安法は既に政令指定都市にも権限移譲されており、ガスに関する知見は一定程度保有されていると考えられるため、行政側で適切な体制が構築できれば、政令指定都市であっても適正な保安事務の実施は可能と考える。また近年のM & A等の影響で、事業者の合併等による行政庁の変更手続きが実施されているが、政令指定都市に限った話しではないと考える。

○L Pガス災害や事故報告等における調整が発生し、事業者指導において支障をきたすのではないか。

➢ 現行制度上でも、都道府県の境界付近で発生した事故については、自治体間で情報連携の上で対応することとなっている。政令指定都市とその他市町村の境界付近で発生した事故についても同様の対応となると考える。

権限移譲に係る関係自治体からのご意見に対する考え方

法制面に関するご意見

- そもそも高圧法における製造設備の検査及び液石法における充てん設備の検査は簡素化できないのか。
- 熊本市から要望された調整事務の負担削減については、権限移譲を実施することで解消されると考えられる。高圧法及び液石法上の許可・検査等の行政手続の簡素化については引き続き検討予定である。

バルクローリーに係る法手続きの整理					
		工業用ローリー		民生用ローリー (LP法規則第64条第1項の基準のローリー)	
高圧ガス保安法	製造許可	要	(許可基準適用条項) 液化石油ガス保安規則第9条第1項 →第1号から第4号(ローリーの基準) +第5号(容器置場の基準)	要	(許可基準適用条項) 液化石油ガス保安規則第9条第3項 →(第1号から第4号にかかわらず)LP法規則第64条第1項(ローリーの基準) +第5号(容器置場の基準)
	完成検査	要	(検査の方法) 液化石油ガス保安規則第36条第1項	要	(検査の方法) 液化石油ガス保安規則第36条第1項
	保安検査	不要	製造細目告示第13条により不要 (LP法の保安検査を受けた場合は不要)	不要	製造細目告示第13条により不要 (LP法の保安検査を受けた場合は不要)
LP法	充てん設備許可	要	(許可基準適用条項) 規則第64条第2項(液化石油ガス保安規則第9条第1項準用)	要	(許可基準適用条項) 規則第64条第1項
	完成検査	要	(検査の方法) 規則第71条 ・別表第4の表 第19号(高圧ガス保安法の完成検査合格証により検査する。)	要	(検査の方法) 規則第71条 ・別表第4の表 第1号から第18号
	保安検査	要	(検査の方法) 規則第84条 ・別表第4の表 第19号(高圧ガス保安法に規定する方法で実施する。(保安検査告示))	要	(検査の方法) 規則第84条 ・別表第4の表 第1号から第18号

※どちらのローリーも高圧ガス保安法、液化石油ガス法の両方の許可を取得した場合

権限移譲に向けたスケジュール

- 道府県と政令指定都市間での事務実施の体制確立に向けて調整を開始いただく。
- 経済産業省としては、令和5年4月以降の法施行を目指し、事務引継ぎのための資料の整備、研修の実施等の対応を行っていく。

	法改正	道府県・政令指定都市の 対応	経済産業省の対応
令和3年度～ 施行前年度	スケジュール未定	事務実施体制の確立 例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務実施部局の決定 ・ 予算・人員要求（準備） ・ 政令指定都市→道府県の出向 ・ 職員の研修 （以下は施行前年度まで） <ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料条例の改正 ・ 事務引継ぎの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律、事務処理の概要資料・過去の事務処理件数その他積算等、調査への対応 ・ 政令指定都市等職員向け液石法研修の実施など
令和5年度 以降	令和5年度以降に施行 予定	液石法の事務・手続の開始	

液石法運用、教育に関するサポート（例）

- 令和2年度、権限移譲の決定を踏まえ液石法に関するQ & A集を作成。経済産業省HPに公開予定。内容については、適宜更新予定。
- 令和3年度以降、政令指定都市等を対象とした研修などのサポートを行う予定。

Q&A集

○液化石油ガス法□法令照会・Q&A□質問及び回答。

No.□4.

Q&A	法令照会・Q&A番号	1-4	METI付記事項
県名・局名（法令照会）			
法律名・関係条文（法令照会）			
【分類】			
販売事業（定義・用語）			
【内容（法令照会）／Q（Q&A）】			
次のような場合、液化石油ガス法に基づく規制を、図の止め弁以降のように考えることはできないか。			
【理由・背景等（法令照会）／R（Q&A）】			
高取法の第1種製造設備の20ton貯槽の気相部からガスを取り出し、一般消費者へ導管で供給する形態がある。このような場合、貯槽は高取法、液化石油ガス法の二重規制を受けることになるが、主たる用途が高取法の製造設備にあるため。			
【貴局・貴県の回答案（法令照会）】			
【保安課、LP課回答（法令照会）／A（Q&A）】			
できない。貯槽も含めて液化石油ガス法の規制を受ける。 二重規制となるが、実質同一事業所であれば調査点検等については、液化石油ガス法よりも高取法の保安検査で兼ねることが可能なため、負担はない。			
判定（KHK）		×	
判定理由		同一貯蔵設備の場合、現行の通達（法律第2条定義関係第5項）により主目的の法律が適用されることとなっている。	
備考		現行通達によると、消費先の設備も含め、すべて高圧ガス保安法の適用を受ける。	

経済産業省の支援案（検討中）

講習会

2日程度のオンライン講習会

- 液石法の基礎
- 許認可手続
- 立入検査の事例紹介
- 事故事例・再発防止策
- 自然災害対策（災害マニュアルなど）

権限移譲に係る連絡会

- 権限移譲のスケジュール及び概要を説明。
- ブロック連絡会において意見交換を行い、自治体間で情報共有を図り関係を構築するとともに、権限移譲における課題を収集する。

熊本市からの提案

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲について、提案があった。
- 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（2019年6月28日開催）において、液石法に係る提案が重点事項となる。

（1）求める措置の具体的内容

液石法の販売事業、保安機関等に係る登録、認定、許可等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲することを求める。

（2）支障の概要

液石法は、言わば高圧法から「液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分」を抜き出し、詳細に定めたものであり、液化石油ガスを取り扱う事業者には同法だけでなく、高圧ガス保安法が適用される部分（移動、輸入、廃棄、容器、事故等）も多い。

このように適用範囲が複雑に入り組んでいる両法のうち、2018年度から高圧ガス保安法のみが指定都市に権限移譲されたことで、事故対応や両法の適用を受ける施設の完成検査及び保安検査等において県と指定都市の間で判断の難しい調整業務が新たに発生している。

また、事業者にとっても両法で窓口が異なることが負担となっている。

（3）追加共同提案団体

宮城県、新潟市、京都市、兵庫県、熊本県